

空き店舗情報募集のお知らせ

成田商工会議所では、市内の空き店舗情報をホームページを利用した、空き店舗情報の発信をしております。

つきましては会員の皆様より、空き店舗情報等を募集致しますのでご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1. 事業名 平成 28 年度空き店舗対策事業
2. 募集対象者 成田商工会議所会員及び公共；公益機関
3. 募集開始 平成 28 年 4 月 1 日
4. 掲載予定 随時
5. 掲載料 無料
6. 掲載期間 1 年間 更新は随時行います。(以降未定)
7. 掲載情報 地区名、種類（店舗、工場等）、広さ、土地利用区分、大まかな場所、連絡先（ホームページアドレス等）
8. 連絡先 成田商工会議所 中小企業相談所 担当：山田
成田市花崎町 736-62、 Tel 0476-22-2101 Fax 22-2107

平成 28 年空き店舗対策事業 空き店舗情報提供書

平成 年 月 日

企業名	代表者	所在地	電話	ファックス
担当者名			物件の地区名	
提供頂ける物件情報		種目		

*掲載に関する詳細については後日、当所よりご連絡させていただきます。

*ご提供いただきました個人情報及び今後ご提供いただきます情報については、本事業を効果的に実施する為の関係機関との間における情報交換、及び商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用いたします。（成田商工会議所）

空き店舗情報提供書

(物件の概要)

管理番号 <small>(商工会議所記入欄)</small>		取引形態	自己所有、代理、媒介
物件所在地		最寄交通機関	
構造		床面積	
築年		設備	
現況		入居可能日	
備考			
コメント			

(賃貸条件)

賃料		敷金	
礼金		保証金	
共益費		契約期間	

(連絡先)

事業所名		担当者名	
所在地			
電話番号		ファックス番号	
ホームページ		Eメール	
不動産業免許番号	号 (自己所有物件の場合は必要ありません)		

- * 事業の条件については別紙「成田商工会議所空き店舗情報揭示規約」を参照同意の上お申し込みください。
- * 裏面の略図と物件見取図もご記入ください。
- * ご提供いただきました情報を弊社ホームページに掲載する予定ですので、掲載を希望しない情報についてはその旨ご記入の上お申し込みください。(成田商工会議所)

平成 年 月 日

以上了解の上申し込みます。

企業名

住所

代表者名



現地へのアクセス及び物件見取図

地図
見取図

成田商工会議所空き店舗情報揭示規約

1. 成田商工会議所空き店舗情報揭示規約

第 1 章 総則

第 1 条（目的） この規約は、成田商工会議所（以下「会議所」という。）が開設運営する成田商工会議所空き店舗情報（以下「空き店舗情報」という。）を利用するについての一切に適用します。

第 2 条（規約の同意） 空き店舗情報の利用者（以下「利用者」という。）は、本規約に同意して空き店舗情報を利用するものとします。

第 3 条（空き店舗情報の利用料金） 空き店舗情報の利用及び掲載は無料とします。

第 4 条（利用者の責任） 利用者は、空き店舗情報を利用してなされたすべての行為とその結果について一切責任を負います。

第 5 条（情報の取扱い） 利用者は、空き店舗情報を通じて入手したいかなるデータ、情報、文章等を複製、販売、出版のために利用することはできません。また、営業活動、営利を目的とした利用をすることができません。

第 6 条（変更、終了等） 会議所は、利用者の了承を得ることなく、規約の変更、提供情報の変更、表示様式の変更、運営の終了ができるものとします。

第 7 条（情報提供の中断） 会議所は、ネットワーク機器、回線等の故障、停電、天災、保守作業、その他の事由により空き店舗情報による情報提供の中断、遅延等が発生したとしても、その結果利用者が被った損害について、一切責任を負わないものとします。

第 8 条（免責事項） 会議所は、空き店舗情報に情報を掲載し情報の提供をするもので、賃貸・売買等の交渉など個々の取引については一切関与しません。また、空き店舗情報の利用により利用者が被った損害について、一切責任を負わないものとします。

第 2 章 掲載の申込み

第 9 条（店舗物件掲載の申込み手続き） 空き店舗情報に貸店舗の掲載を希望する利用者は、空き店舗情報提供書に必要事項を記入し、会議所へ提出するものとします。

第 10 条（店舗物件の条件） 空き店舗情報に掲載できる店舗物件は、成田市内にあり、原則として商店街内に位置する貸店舗とします。

第 11 条（掲載） 申込みのあった貸店舗の空き店舗情報への掲載は、本事業の趣旨に適合するか否かについて会議所が判断し、掲載をすることとします。なお、次のいずれかに該当するものは、掲載できませんのであらかじめ御了承ください。

- 一 虚偽の内容により申込みされた場合
- 二 法令に違反し、又は違反する内容である場合

第 12 条（掲載有効期間） 空き店舗情報に掲載された内容の掲載有効期間は、掲載月から 3 月間とします。ただし、次条第 3 号の届け出をした利用者は、さらに翌年 3 月末までの掲載をすることができるものとします。

第13条（届出） 利用者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、速やかに届出書により会議所に届け出するものとします。

- 一 掲載された事項に変更が生じたとき
- 二 掲載有効期間中に、掲載の取りやめをするとき
- 三 掲載有効期間終了後、再掲載を希望するとき
- 四 掲載した内容が成約したとき

第14条（掲載の中止） 会議所は、空き店舗情報に掲載した内容が、次の各号の一に該当する場合は、掲載を中止することができるものとします。

- 一 虚偽の内容により申込みされた場合
- 二 法令に違反し、又は違反する内容であることが判明した場合
- 三 その他会議所が不適切と判断した場合

第15条（免責事項） 会議所は、空き店舗情報に貸店舗の掲載申込みを受け掲載された情報の提供をすることにより利用者が被った損害等については、一切責任を負わないこととします。

第3章 開店希望者の照会申込み

第16条（開店希望者照会の結果） 情報提供事業者は、毎月照会実績を成田商工会議所へ報告する事とします。

附 則

この規約は、平成17年12月1日から実施する。

成田商工会議所空き店舗情報へ店舗情報の掲載を希望される方は、利用規約に同意の上、下記の要領でお申し込み下さい。

後日、成田商工会議所職員がお伺いして確認の後に、掲載をさせていただきます。

○書式入手方法：

- 1) 申込書はホームページからプリントアウトして頂く。
- 2) 事務局窓口にて書式を入手して頂く。

○郵送またはFAXで申し込む場合

申込書に必要事項をご記入いただき、提出してください。
(店舗の間取り図、店舗までの地図も、あわせてご提出下さい。)

○ホームページから直接申し込む場合

ホームページ入力ページから申し込み願います。
(後日、店舗の間取り図、店舗までの地図も、あわせてご提出下さい。)

送付先

成田商工会議所 中小企業相談所 空き店舗対策事業担当

〒286-0033 千葉県成田市花崎町736-62

TEL 0476-22-2101 FAX 0476-22-2107